○保安林の指定施業要件の変更の予定告示内容の掲示 (二件)

○特定計量器の定期検査の実施

次

目

告 示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

○県営土地改良事業換地計画の縦覧 〇保安林の指定の解除

県

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 ○道路の区域変更

宮

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

○土地改良区役員の退任の届出

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

○港湾法に基づく簡易代執行により除去した工作物等の保管について

○教育委員会定例会の開催 教育委員会

○宮城県告示第八百三十一号

告

示

(1)

行 城

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

同

同

産業立地推進課 (森林整備課) (農村整備課)

同

(道 路 課

(大河原地方振興事務所) (都市計画課) 兀 兀

同 五

富公

(水産業振興課) (障害福祉課) 五 五

新田

(港 課 五

正弘

内

科

大崎市民病院

六 岡田 宮田

信司

呼内

みやぎ県南中核病院

吸 器 科科

増 子

毅

外

科

宮城利府掖済会病院

宮城郡利府町森郷字新太子堂五十

柴田郡大河原町字西三十八 - 一

大崎市古川千手寺町二丁目三 - 十

法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動

(NPO活動促進室) (障害福祉課) ページ Ξ

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 サポート桜

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十年八月十二日

主たる事務所の所在地 定款に記載された目的

柴田郡柴田町大字上名生字新大原五十九番地

代表者の氏名

瓶 長治

兀 申請のあった年月日

平成二十年八月一日

踊りとパソコン教室を通じ、活力ある社会創りに寄与することを目的 のサービス提供を行い、ボランティア活動として〝YOSAKOI〟 この法人は、社会福祉の増進をはかり、高齢者への心のこもった福祉

○宮城県告示第八百三十二号 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、

身体障害者

手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年七月十七日次の者を指定した。

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

阿部 憲男 内 科	山田 隆司 内 科	
涌谷町国民健康保険病院	公立黒川病院	
 遠田郡涌谷町涌谷字中江南二百七	黒川郡大和町吉岡字西桧木六十	

○宮城県告示第八百三十三号

医師から、指定の辞退があった。 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定により指定した次の

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百三十四号

身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定により指定した医師

平成二十年八月十二日

の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

菅 野	氏	
明 弘	名	
外	診療科	
科	目	
病院 宮城利府掖済会	名 所属医療機関の	新
十一 郷字新太子堂五 宮城郡利府町森	所 在 地 明属医療機関の	₩
病院 みやぎ県南中核	名の原属医療機関の	· IB
字西三十八 - 一柴田郡大河原町	所属医療機関の	

○宮城県告示第八百三十五号

実施する。 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

平成二十年八月十二日

宮城県知事
村
井
嘉
浩

同同	九月 十九日	九月 十八日	九月十七日 平成二十年	実施年月日
山亘	山亘	丸伊	丸伊	
元理	元理	森具	森具	実
町郡	町郡	町郡	町郡	施
全	坂	全	全	X
	元 地			域
域	×	域	域	
午後三時まで午後一時三十分から	正午まで午前十時から	午後三時まで午前十時三十分から	午後三時まで午前十時三十分から	検査受付時間
山元町保健センター	山元町役場坂元支所	丸森町町民センター	丸森町町民センター	実施の場所

○宮城県告示第八百三十六号

業河南2期地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算 ることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四 第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをす ことができる。 して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起する なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する第八十七条

平成二十年八月十二日

縦覧に供する書類の名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

縦覧期間

換地計画書の写し

縦覧場所

平成二十年八月十八日から平成二十年九月十六日まで

Ξ

石巻市役所及び石巻市河南総合支所

○宮城県告示第八百三十七号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。 解除予定保安林の所在場所 平成二十年八月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

東松島市大塚字大東三六の二、三六の五

名所又は旧跡の風致の保存 保安林として指定された目的

=

Ξ 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百三十八号

報

ಠ್ಠ 八十九条の規定により、通知の内容を丸森町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示す 九森整第八百三十一号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不分明であるため、同法第百 により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年七月二十二日付け十 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定

平成二十年八月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

の一、一の四二、一の四四、一の四五、一の二一三、字西山八の八 伊具郡丸森町大内字明光沢九七の一、一〇四、筆甫字下南山三五の一から三五の六まで、字平場

所在が不分明である者の住所氏名

(-)仙台市若林区若林一丁目十番二十三 目黒

伊具郡丸森町大内字三代河原八十五番 八巻 敏男

伊具郡丸森町筆甫字膝坊八十番二 佐藤 政司

通知の内容

の森林について、平成二十年七月二十二日宮城県告示第七百八十二号の一で告示したとおり保

○宮城県告示第八百三十九号 安林の指定施業要件を変更する予定である

により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年七月二十三日付け十 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定

九森整第八百七十七号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不分明であるため、同法第百

(3)

八十九条の規定により、通知の内容を加美町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示す

న్త

平成二十年八月十二日

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

る。)、二九の二、二九の五から二九の八まで、二九の一〇、二九の一一 の三 (次の図に示す部分に限る。)、二八の四から二八の六まで、二八の九 (次の図に示す部分に限 六の八まで、二六の一一、二六の一二、二七の一から二七の一一まで、二八の一、二八の二、二八 加美郡加美町宮崎北二四・二五 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二六の一から二

二 所在が不分明である者の住所氏名

仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目六番十二 戸田 郎

東京都港区六本木三丁目十六番十九 松村 靖子

 (\equiv) 鹿児島県大口市大田三百番二 前田雄次郎

四) 仙台市青葉区荒巻字川平二十七番 菅原

兵庫県西宮市甲子園口北町十二番五 - 二百十号 吉見

鈴子

通知の内容

一の森林について、平成二十年七月十八日宮城県告示第七百六十九号で告示したとおり保安林の

指定施業要件を変更する予定である

え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、省略し、その関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林整備課)及び加美町役場に備

○宮城県告示第八百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年八月十二日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県仙台土

平成二十年八月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類

路 線 名 仙台松島線

Ξ 道路の区域

第198	3号	平成	20年8	月12日	3 火	、曜日	宮	:	城	県	1	公	報								(4)
	平成二十年七月十二日 佐藤武敏	就任年月日 氏 名	一 就任した者		平成二十年八月十二日	員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、	○宮城県告示第八百四十二号	平成二十年八月六日	四変更認可の年月日		三 設立認可の年月日 石巻市蛇田字新金沼四百一番地	二 事務所の所在地	石巻市蛇田中央土地区画整理組合	一 組合の名称		平成二十年八月十二日		○宮城県告示第八百四十一号	同町高城字動伝三一三番一九地先まで	宮城郡松島町高城字三居山二五二番地先か	変更の区間
	—— 角 田 市	<i>t</i> →		宮城		第十八条									宮		5) 第三十		後	前	前変 更 後の
	角田市高倉字梅ヶ崎二百六番地	住		所 長 土 井宮城県大河原地方振興事務所		第十六項の規定によ									宮城県知事村		-九条第一項の規定に		10.0	二三・〇〜六七・〇	(メートル)敷 地 の 幅 員
	地	所		井 務											井嘉						へ 敷 地 の
	理事	役 職 名		敏		角田土地改良区役									浩		次の土地区画整		四 · 〇	五九・〇	- の ル延) 長
						12				=							===				
平成二十年七月十一日			平成二十年七月十一日	平成二十年七月十一日	平成二十年七月十一日	平成二十年七月十一日	平成二十年七月十一日	退任年月日		退任した者	平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日		平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日	平成二十年七月十二日
—— 水		: 二階	菊	荻	佐	鈴	佐	氏			馬	遠	肾	- 当	柄	渋	鈴	佐	面	遠	/J\
野三芸夫			地 春 夫	賢	藤 正 春	格	藤武敏	名			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	裕	当		目利徳	谷義郎	田 田	藤信雄	川 義 明	藤良夫	克正
角田市君萱字駒込六番地	→ 角田市岡字竹中匹十六番地	田	角田市岡字長峰六十三番地	角田市毛萱字荻窪十番地二	角田市笠島字坂下二十七番地三	角田市佐倉字諏訪脇北百番地	角田市高倉字梅ヶ崎二百六番地	住			角田市神次郎字東高野三番地	角田市稲置字堂下六十三番地	角田市角田宇栄田ナ十ノ番北	角目が角目を対してしませ	角田市横倉字金谷九十六番地	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	角田市稲置字舘下二十三番地	五番地伊具郡丸森町舘矢間木沼字木沼町五十	角田市岡字深町六十七番地	角田市江尻字東浦三番地一	角田市小田字坂下十二番地
理 事			理事	理事	理事	理事	理事	役職名			監事	監事	臣		理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事
					<u> </u>			1				1					<u>I</u>		<u> </u>	<u> </u>	

九番地伊具郡丸森町舘矢間木沼字入谷地三十
角田市角田字舘下一番地
角田市江尻字東浦三番地一
角田市高倉字大畑十七番地
五番地伊具郡丸森町舘矢間木沼字木沼町五十
角田市佐倉字佐倉町四十三番地
角田市小田字坂下十二番地
角田市横倉字金谷九十六番地

○宮城県告示第八百四十三号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、川崎町土地改良区

平成二十年八月十二日

役員の退任について、次のとおり届出があった。

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 土 井

敏

七 六

退任した者

平成二十年七月三十一日 退 任 年 月 日 高 氏 野 貞 名 男 地一架田郡川崎町大字前川字裏丁一八七番 住 所 役職名 理 事

告

公

うち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の ○障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により自立支援医療の

規定により公告する

平成二十年八月十二日

(5)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

岩出山薬局	東町薬局	ネクサス薬局しおがま店	名称
大崎市岩出山字浦小路四十五 - 六	角田市角田字南百十七 - 二	塩竈市本町三 - 十九	所在地
平成二十年八月一日	平成二十年八月一日	平成二十年八月一日	指定年月日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年八月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

落札に係る物品の名称及び数量 A重油 (JIS一種二号) 百キロリットル

三丁目八番一号 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 農林水産部水産業振興課 仙台市青葉区本町

落札者を決定した日 平成二十年七月十八日

Ξ

兀

落札者の名称及び所在地 株式会社辰巳商会 塩釜市港町一丁目六番七号

五 落札金額 一千二百九十一万五千円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

入札の公告を行った日 平成二十年六月十三日

第四項の規定により公示する。 三項の規定により工作物又は船舶その他の物件 (以下「工作物等」という。) を保管したので、同条 同条第二項の規定により宮城県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行い、 〇港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の四第一項の規定により命じた措置について、 同条第

ıý の他同条第二項の規定により措置を命ずべき者の負担とする。 なお、当該工作物等の保管その他の措置に要した費用は、港湾法第五十六条の四第八項の規定によ 当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者そ

平成二十年八月十二日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

工作物等の名称又は種類、形状及び数量

別表のとおり

第1983号 平成20年8月12日 火曜日 宮 城 県 公 報

> = 別表のとおり 工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時

四

船舶

Ⅰ ヤプ ト Ⅰ レ ボジ

隻

谷町代かり 地で 地で 崎 で り

午六平 前月成 八十二 時八十

午六平 後月九二 三十八日 日

海船八二二船 舟名 三一舶 五〇番 六・号

Ξ 別表のとおり 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

工作物等を返還するため必要な事項

兀

その他当該工作物等について権原を有する者であることを証明する書類を提示し、港湾法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第九十八号) 第三十七条に規定する様式 (第九号様式) による受領書と引 宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所において、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者

問い合わせ先

換えに返還するものとする。

五

宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所

塩竈市新浜町一丁目九 - 一

電話〇二二-三六二-三三九

六

関係図書の閲覧場所

宮城県土木部港湾課、 宮城県仙台塩釜港湾事務所及び宮城県仙台塩釜港湾事務所塩釜支所

別表

=	_	番素 号理	星	
船舶	船舶	は名 種称 類又	保管	
l ヤプ ト l レ ボジ	ーャプ トーレ ボジ	形状	た工作物	
隻	数 量	等	保管	
清浜町 浜町 浜 ボボ ボボ ボボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	地区 東町東 東宮 浜 で 東 で り で り で り で り り り り り り り り り り り	場合所れ	ī	し た エ
午六平 前月成 十十二 時八十 日年	午六平 後月二 時八十十 日年	Į	<u> </u>	作物等
午六平 後月成二 三時 日 日年	午六月 後月十二 時日 日年	時を		一覧簿
小型 泊地 消水	小町 型	保管の場所		
船舶番号 二四〇六 八四〇六 8EADR- AGON V	三四二船 一一船 六〇番 五・号	備考		
	ロート 清水浜地区 午前十時 午後三時 小型泊地 SEA プレジ 宮城郡七ヶ 平成二十年 平成二十年 宮城郡七ヶ 三四 81 11 12 12 13 14 14 15 16 17 17 17 18 17 18 18 18	舶 マーボ 一隻 浜町東宮浜 六月十八日 六月十八日 浜町要害浦 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	号 名称又 形状 数量 いた場所 時 に 保管を対め 保管の場所 マーボ 一隻 浜町代ヶ崎 六月十八日 六月十八日 浜町要害浦 地区 午前十時 午後三時 小型泊地 に 一ト に 一下 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	Reference Re

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定によ

教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

IJ

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十年八月十二日

宮城県教育委員会 委員長

大

村

虔

日 時 平成二十年八月十九日

午後一時三十分

Ξ 事

場

所

教育委員会会議室

1 新しい職の設置について

2

宮城県立高等学校学則の一部改正について

宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

4 職員の人事について 3

高等学校入学者選抜審議会専門委員の人事について

宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について

宮城県生涯学習審議会委員の人事について

7

6 5

傍聴者の定員

兀

五 傍聴手続

士人

1 傍聴希望の受付は、 会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して

六 問い合わせ先 傍聴の手続は、 先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

行います。

(7)	平成20年8月12日	火曜日	宮	城	県	公	報	第1983号
								宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二‐二一一‐三六一一)